

# 第3章 契 約



UH-60J 救難ヘリコプター



## 1 契約制度

契約制度については、契約の相手方を選定する方式である契約方式、代金を確定する方法である契約方法及び調達目的に応じた契約の種類があり、装備庁では、それぞれ次のとおり区分しています。

項目	契約方式	契約方法	契約の種類
区分	ア 一般競争契約 イ 指名競争契約 ウ 随意契約	ア 確定契約 イ 準確定契約 ウ 概算契約	ア 売買契約 イ 製造請負契約 ウ 役務請負契約 エ 試作研究請負契約 オ 賃貸借契約

## 2 契約方式

契約方式には、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の3方式があり、その内容は次のとおりです。

### (1) 一般競争契約

契約の内容、入札条件等を広く一般に公告して一定の資格のある不特定多数の者を入札に参加させ、国に最も有利な条件をもって応札した者を相手方として契約を締結する方式をいいます。

### (2) 指名競争契約

入札に参加する者を国が一定の資格を有する者の中から資産、信用等のある者又は契約の内容に応じた条件等に合致する者を選定し、その特定した者（複数）に契約内容、入札条件等を通知し、競争入札により相手方を決定して契約を締結する方式をいいます。

### (3) 随意契約

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合、競争に付することが不利と認められる場合その他法令に定める場合に、国が一定の条件等の下で選んで特定した者と商議によって契約を締結する方式をいいます。

国の契約は、広く門戸を開放して多数の者の参加を得て、公正な競争を行

って、適正な調達を実施する必要があることから、一般競争契約を原則としています。

### 3 契約方法

契約金額は、本来、契約締結時に確定されていることが原則ですが、契約の内容によっては必ずしも契約当初に確定することができない場合又は不適當な場合があるため、契約方法を次のように区分して運用しています。

#### (1) 確定契約

契約金額をもって契約相手方に支払われる代金の金額を確定している契約をいい、一般確定契約のほか超過利益返納条項付契約があります。

#### (2) 準確定契約

代金の金額をあらかじめ定める基準に従い、契約金額の範囲内で確定する契約をいい、中途確定条項付契約、履行後確定条項付契約及び特定費目確定条項付契約等があります。

#### (3) 概算契約

前二者の契約方法によることが適當ではないと認められる場合に、代金の金額を後日、あらかじめ定める基準に従って確定することとしている契約をいい、特定費目実費精算条項付契約のほか暫定的な経费率適用条項付契約等があります。

### 4 契約の種類

契約には、その目的に応じて売買契約、請負契約等の種類がありますが、主な契約の種類は、次のとおりです。

#### (1) 売買契約

契約相手方が、契約物品の所有権及び占有権を国に移転することを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約をいいます。

#### (2) 製造請負契約

契約相手方が、専ら又は主として自己の材料を用いて契約物品を製造し、その所有権及び占有権を国に移転することを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約をいいます。

(3) 役務請負契約

契約相手方が、国の物品について修理等の役務を行うことを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約をいいます。

(4) 試作研究請負契約

装備庁が技術研究開発等を行うために、契約相手方が試作品を製造し、その所有権及び占有権を国に移転することを約し、国がその代金を支払うことを約する契約をいいます。

(5) 賃貸借契約

契約相手方が、契約物品を国に使用させることを約し、国がその代金を支払うことを約する契約をいいます。

## 5 中央調達に係る契約の特色

中央調達に係る契約は、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等及び役務をその対象としているため、その用途が特殊であり、市販性が少なく、契約の相手方が特定の企業に限定されることが少なくないこと、仕様内容が複雑・高度であるため最先端技術等を必要とするものがあること、契約期間が長期にわたり、契約金額も高額なものが多い傾向にあること、また、製造に当たり各種法令の適用を受け、許可等を必要とする場合があることなどの理由から、金額でみた場合に、随意契約によるものが半分近い比率を占めています。このほか多量の装備品等の調達では、<sup>※</sup>複数落札入札制度が認められていることなどがあります。

## 6 中央調達に係るその他の施策

(1) <sup>※</sup>FMS 調達

FMS 調達は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づいて、装備品等及び役務を日米両政府間の直接取引によって調達するものです。この調達においては、取引の条件、手段等が、米国政府の方針、規

---

複数落札入札制度：一時に多量の装備品等の調達を行うために、一般競争又は指名競争を行うに当たり、単価と希望数量を入札させ、予定価格の範囲内で低価の入札者から順次必要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする方法で、現在のところ燃料等の契約に適用されています。

FMS：Foreign Military Sales の略で、米国が武器輸出管理法に基づき、友好国に対して有償で行う軍事援助をいいます。

制等に従って定められていることがあり、一般的な商取引による契約とは性格を異にしています。

(2) <sup>※</sup>特定調達契約

「政府調達に関する協定（昭和56年1月1日発効）」の現行協定の適用範囲の拡大等を目的に、平成24年3月に「政府調達に関する協定を改正する議定書」が採択され、我が国は平成26年3月に受託し、ある一定額（10万<sup>※</sup>SDR、令和2年度及び令和3年度については邦貨換算1,500万円）以上の特定調達物品等については、入札等に関して他の締約国の供給者に対しても門戸を開放しています。

防衛省における調達では、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な物品等については、この協定は適用除外となりますが、発電用器材、需品、医療用器材及び施設器材等の一部の物品がその対象となるものがあり、随時、官報に公告又は公示して入札等を行っています。

(3) 中小企業者の受注機会の確保

装備庁が行う調達については、中央調達機関としての性格から、火器、弾薬、艦船、武器車両、航空機等の主要装備品等の占める額が多く、これらについては、中小企業者の受注対象としてはなじみにくいものが多い傾向にあります。

しかしながら、装備庁としても、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）及び毎年度閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨に沿って、調達企画課及び会計官における相談窓口の設置、毎年度の発注情報の提供等により中小企業者の受注機会の確保を図るよう努めているところです。

---

特定調達契約：「政府調達に関する協定」に基づき、調達を実施するため、国の締結する契約のうち、この協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いを定めた「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）の規定が適用される調達契約をいいます。

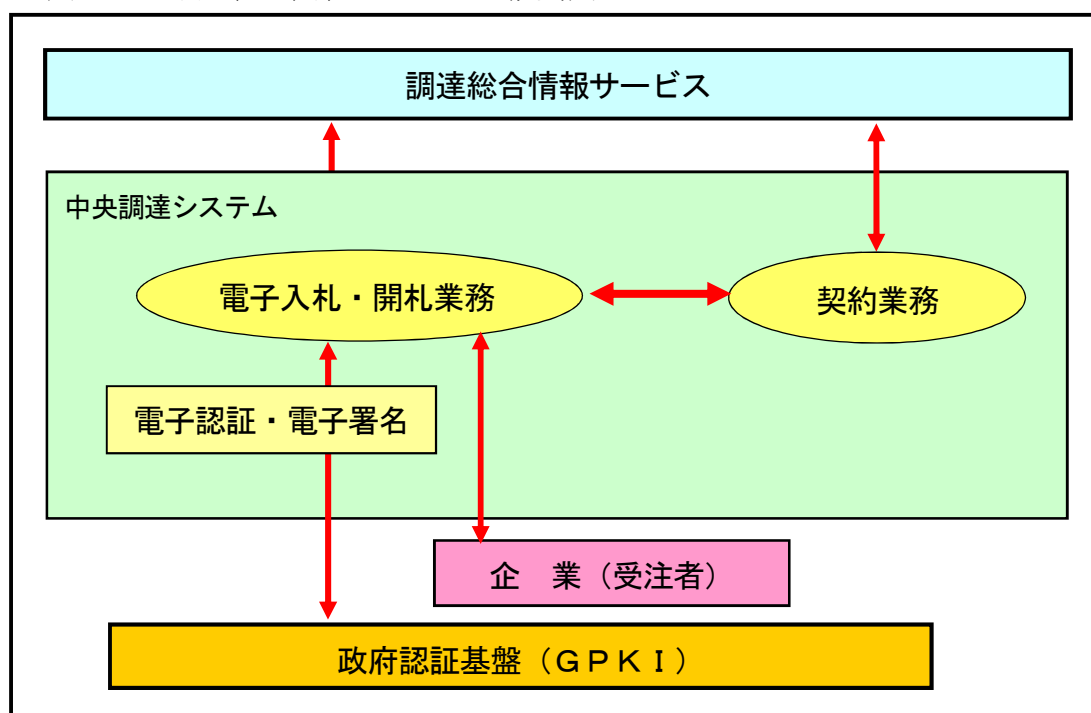
SDR：Special Drawing Rights（特別引出権）IMF加盟の主要国通貨の為替相場の加重平均により算定された単位をいいます。

#### (4) 中央調達システム（CALS／EC）

中央調達システム（CALS／EC）は、装備品等の中央調達に関する文書の処理、管理等をオンラインで行うシステム及び電子入札・開札システムで構成され、効率的な調達業務に寄与しています。

特に、電子入札・開札システムは、情報セキュリティを確保しつつ、インターネット技術を活用して入札・開札手続きを行うことにより、企業の負担軽減と入札参加者の拡大を図るためのシステムです。

図3 電子入札・開札システムの概要図



平成16年度にこのシステムを導入して以来、中央調達における入札は「紙による入札」と「電子入札」を併用してきましたが、業務の適正化、効率化を一層推進するため平成20年度からは原則、この「電子入札・開札システム」を利用する電子入札で行うこととなりました。

利用の拡大を図るためには、各業界や個々の企業の実情に丁寧に対応する必要がありますと考え、電子入札・開札システム（中央調達）ヘルプデスクを開設するとともに、電子入札・開札システムの体験を希望する企業に対しては、

庁内に「体験コーナー」を設置し、模擬体験の研修を実施しています。また、庁内の各担当職員に対しても、各種の研修を行い、当該システムを利用する業務の習熟に努めているところです。

現在は、落札件数の約8割が電子入札にて行われている状況です。